



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (21) (業務効率推進課) . . . . . 3
	鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) . . . . . 7

=====公布された規則のあらまし=====

## ◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 工事検査事務が会計管理者に移管されることに伴い、当該事務に係る委任決裁の規定を削るとともに、課内室長にシステム刷新室の長を加える等の所要の規定の整備を行う。
- (2) 特例民法法人の移行期間の満了に伴い、移行認可等に係る事務処理権限の規定を削る。
- (3) 地方独立行政法人法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

## ◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

地方独立行政法人法及び鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 中期目標の期間における業務の実績の報告を定めた規定中、引用する地方独立行政法人法の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第21号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の権限に属する事務のうち、<u>本庁及び地方機関において処理するもの</u>の決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第 6 条の表の第 4 欄に掲げる<u>システム刷新室、給与室、観光誘客室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、社会参加推進室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、景観・建築指導室、試験場総務室、農村整備室、研究・普及推進室、水産振興室、用地室、都市計画室及び高速道路推進室</u>の長をいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p> <p>(知事の決裁事項)</p> <p>第 3 条 知事の決裁事項は、<u>別表</u>の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(専決事項)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、知事の権限に属する事務のうち、決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 課内室長 組織規則第 6 条の表の第 4 欄に掲げる<u>市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、総合支援室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、農政課企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室</u>の長をいう。</p> <p>(14)～(20) 略</p> <p>(知事の決裁事項)</p> <p>第 3 条 知事の決裁事項は、<u>別表第 1</u>の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(専決事項)</p>

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（地域事務所の所管に属する事務にあっては、地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ、別表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内室の長にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。

2～5 略

6 第1項の規定にかかわらず、総合事務所長の専決事項のうち別表の一の5の(一)の(3)のイに掲げる事項は、総合事務所内局長の専決事項とする。

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、総室内室の長にあっては、同表の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を、地域事務所の長にあっては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 略

2 副知事が欠けた場合における第6条第1項の規定の適用については、別表中「副知事」とあるのは、「統轄監」とする。この場合において、統轄監が不在の場合は、主務部長が代決することができる。

3 略

(類推による専決)

第11条 別表に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、同表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表(第3条、第4条、第6条、第11条関係)

一般の事務に係る事務処理権限

事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分						
種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者		
			部長	課長	担当	副知事	部長	局長

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（地域事務所の所管に属する事務にあっては、地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内室の長にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。

2～5 略

6 第1項の規定にかかわらず、総合事務所長の専決事項のうち別表第1の一の5の(一)の(3)のイに掲げる事項は、総合事務所内局長の専決事項とする。

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、総室内室の長にあっては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を、地域事務所の長にあっては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 略

2 副知事が欠けた場合における第6条第1項の規定の適用については、別表第1中「副知事」とあるのは、「統轄監」とする。この場合において、統轄監が不在の場合は、主務部長が代決することができる。

3 略

(類推による専決)

第11条 別表第1及び別表第2に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第1(第3条、第4条、第6条、第11条関係)

一般の事務に係る事務処理権限

事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分						
種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者		
			部長	課長	担当	副知事	部長	局長

		職員	関の長							関の長
略										
二 事務	略									
管理及び庶務に関する事務	4 表彰 (一) 略 (二) (一)以外のもの の (1) 地方機関の長の名において処理することが適当であるもの (2) (1)以外のもの									○
略										
略										
四 指導	略									
監督に関する事務	5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  (一) 同法第4条の規定による公益認定 (二) 同法第8条の規定による公益認定に係る許認可等行政機関等の意見聴取								○	
	6 県が設立する地方独立行政法人に係る事務のうち次に掲げるもの (一)～(四) 略 (五) 財産の処分等								○	

		職員	関の長							関の長
略										
二 事務	略									
管理及び庶務に関する事務	4 表彰 (一) 略 (二) 職員に対する表彰で部長の名において処理することが適当であるもの								○	
略										
略										
四 指導	略									
監督に関する事務	5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の四の項の5の2において「認定法」という。)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同法第4条の規定による公益認定 (二) 同法第8条の規定による公益認定に係る許認可等行政機関等の意見聴取								○	
	5の2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第40号。以下四の項において「整備法」という。)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 整備法第44条の規定による公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定 (二) 整備法第45条の規定による一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可 (三) 整備法第40条第1項において準用する認定法第8条の規定による移行の認定に係る許認可等行政機関等の意見聴取 (四) 整備法第40条第2項の規定による欠格事由の有無について旧主務官庁の意見聴取 (五) 整備法第20条第4項の規定による移行の認可に係る旧主務官庁の意見聴取								○	
	6 県が設立する地方独立行政法人に係る事務のうち次に掲げるもの (一)～(四) 略 (五) 重要な財産の								○	

<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">                 の認可                  (六)～(十) 略                  (十一) 法人の合併                  又は解散の決定                  (十二)～(十五) 略             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	の認可 (六)～(十) 略 (十一) 法人の合併 又は解散の決定 (十二)～(十五) 略	○		略			略			<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;">                 処分の認可                  (六)～(十) 略                  (十一) 法人の解散                  の決定                  (十二)～(十五) 略             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	処分の認可 (六)～(十) 略 (十一) 法人の解散 の決定 (十二)～(十五) 略	○		略			略		
の認可 (六)～(十) 略 (十一) 法人の合併 又は解散の決定 (十二)～(十五) 略	○																		
略																			
略																			
処分の認可 (六)～(十) 略 (十一) 法人の解散 の決定 (十二)～(十五) 略	○																		
略																			
略																			

第2条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

別表第2を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第22号**

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局のうち当該法人を所管する<u>もの</u>の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課及び総室内室のうち当該法人を所管する<u>もの</u>の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(各事業年度の業務の実績の報告)</p> <p>第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以</p>	<p>(中期計画の認可等)</p> <p>第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、所管部長（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局の長</u>のうち当該法人を所管する部局の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長（<u>鳥取県事務処理権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された課の長</u>のうち当該法人を所管する課の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>(各事業年度の業務の実績の報告)</p> <p>第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以</p>

下「条例」という。)第3条第1項の規定により設置された地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

第8条 略

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び適正な見積価額

(2)～(4) 略

下「条例」という。)第3条第1項の規定により所管部局に設置された地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

第8条 略

2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第88条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額)

(2)～(4) 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。